

Okakenkyo News Letter

2021
4月
812号

岡山県建設業協会 会報

- ②公共工事の円滑な施工確保に向けた
意見交換会
- ③令和3年度の建設工事に係る入札・
契約制度の見直しについて
- ⑤建設キャリアアップシステム (CCUS)
活用工事の試行について
- ⑥岡山県下公共工事の動向 (3月分)
- ⑧建災防だより
- ⑫建退共だより
- ⑬法律相談コーナー
- ⑭建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑮建設業総合補償制度のご案内
- ⑯岡山県からのお知らせ



津山城[鶴山公園] (提供：岡山県観光連盟)

公共工事の円滑な施工確保に向けた意見交換会

3月17日（水）、岡山県庁において、公共工事の円滑な施工確保に向けた意見交換会を開催しました。

意見交換会には、国土交通省から鎌原建設業課長、竹内専門工事業・建設関連業振興室長の2名、岡山県から原田土木部長、中山都市局長他4名、当協会からは、荒木会長をはじめ、全副会長、専務理事が出席しました。

会議は、原田土木部長、荒木会長、鎌原建設業課長の挨拶の後、岡山県と当協会から公共工事に関する情報提供等をし、意見交換を行いました。



【出席者】

国土交通省

建設経済局 建設業課長	鎌 原 宜 文
建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長	竹 内 大 一 郎

岡山県

土 木 部 長	原 田 一 郎
都 市 局 長	中 山 基 隆
次 長	栗 村 功 士
技 術 総 括 監	清 広 雅 史
監 理 課 長	根 木 昭
技 術 管 理 課 長	齋 藤 元 雄

令和3年度の建設工事に係る 入札・契約制度の見直しについて

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行い、令和3年度から実施しますので、お知らせします。

I 災害復旧工事等に係る特例措置の恒久化（令和3年4月から）

平成30年7月豪雨災害以降、災害復旧工事等※¹に適用していた、入札・契約制度等に係る特例措置を恒久化し、**今後の災害復旧工事等においても引き続き適用**することとし、「岡山県発注の災害復旧工事等における入札・契約手続等の特例を定める要領」を策定しました。

※1 災害復旧工事等とは、岡山県が発注する災害復旧工事及び当該災害に起因する工事をいう。

〈今後の災害復旧工事等において恒久化する特例措置〉

- ・指名競争入札の拡大
- ・専任の主任技術者の兼務緩和
- ・現場代理人の兼務拡大
- ・工事着手までの準備期間の延長

II 監理技術者の兼務緩和（令和3年4月から）

監理技術者について、次の要件を全て満たす場合は**2件**まで兼務できる（特例監理技術者制度）こととします。なお、一部の工事においては兼務を認めないこととし、一般競争入札（条件付）の入札公告において、兼務の可否を明示します。

	兼務緩和内容
兼務可能件数	2件
兼務可能地域	兼務する工事の工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。
その他	監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者※ ¹ を専任でおくこと。

※1 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者とは、次の者のことをいう。

- ・主任技術者となることができる資格を有し、かつ、1級の技術検定の第一次検定に合格した者（1級施工管理技士補）
- ・1級施工管理技士など、監理技術者となることができる資格を有する者

Ⅲ 総合評価拡大型の試行の見直し（令和3年6月から）

設計金額4千万円以上8千万円未満の一般的な土木一式工事で試行している総合評価拡大型の「チャレンジ型」において、**応急対応の実施の有無**を、令和3年（2021年）6月1日以降に入札公告するものから、評価項目として新たに追加します。

【追加項目】

評価項目	評価基準	配点
元号〇年4月1日から元号〇年3月31日までの間〈過去1年度〉に、岡山県が依頼した応急対応の実施の有無 ※岡山県が発行する応急対応実施証明書を受けた案件に限る。	実施件数が 5件 以上あり	2.0
	実施件数が 1件 以上あり	1.0
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

Ⅳ 総合評価落札方式における新型コロナウイルスに関する特例（令和3年4月から）

新型コロナウイルス感染症の影響により、CPDS対象講習や建築CPD対象講習が減少していることから、**令和3年度（2021年度）に入札公告する総合評価に限り、継続学習に関する評価の対象期間を、2年間に延長することとします。**

【令和3年度の総合評価における継続学習に関する評価の対象期間】

評価対象期間	評価基準	配点
平成31年4月1日から 令和3年3月31日まで	取得した単位が20単位(12単位)以上	1.0
	取得した単位が10単位(6単位)以上	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

Ⅴ 諸経費調整の廃止（令和3年4月から）

「同一工事区域内の工事で、かつ継続する工事」について、同一の者が落札した場合に実施していた諸経費の減額調整を廃止することとします。あわせて、諸経費の減額調整を行った場合に認めていた主任技術者・現場代理人の兼務の特例を廃止することとします。

※ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事については、引き続き諸経費調整の対象とし、技術者や現場代理人の兼務を認めることとします。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp>）から → 画面右上の「組織で探す」をクリック → 「土木部」をクリック → 「技術管理課」をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

建設キャリアアップシステム（CCUS） 活用工事の試行について

岡山県土木部

岡山県では、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用拡大を図るため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を試行しますので、お知らせします。

1 対象工事

岡山県が発注する原則全ての工事

2 適用日

令和3年4月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事から適用します。

3 発注方式

- （1）発注時に特記仕様書において「CCUS 活用工事」の対象であることを明示し、契約の締結後、受注者の希望により「CCUS 活用工事」を実施する「受注者希望型」とします。
- （2）CCUS 活用工事では、設計図書によるほか、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」を適用します。

4 工事成績評価

CCUS 活用工事では、次の評価対象項目の全ての判断基準を達成した場合、工事成績において加点します。

評価対象項目	判断基準	加点内容
①事業者登録	事業者の登録を行ったこと。	①②③④の全ての判断基準を達成した場合 <u>1点</u>
②技能者登録	1名以上の登録を行ったこと。	
③管理者ID（現場管理者）登録	当該現場の登録を行ったこと。	
④当該現場へのカードリーダーの設置及び技能者の就業履歴の蓄積	当該現場へカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を対象期間の日数の50%以上蓄積したこと。	

5 その他

- （1）試行要領等については、岡山県ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>
- （2）CCUSについて詳しくは、（一財）建設業振興基金ホームページを御覧ください。
<https://www.ccus.jp/>

【問合せ先】

土木部 技術管理課技術指導班 TEL086-226-7460

岡山県下公共工事の動向〈3月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和3年3月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和2年度	252件	255億円	3,990件	1,865億円
増 減 率	▲ 5.3%	21.5%	▲ 15.5%	▲ 5.9%
令和元年度	266件	210億円	4,721件	1,982億円
平成30年度	319件	169億円	4,353件	1,581億円
平成29年度	183件	180億円	3,523件	1,373億円

【1】当月の状況

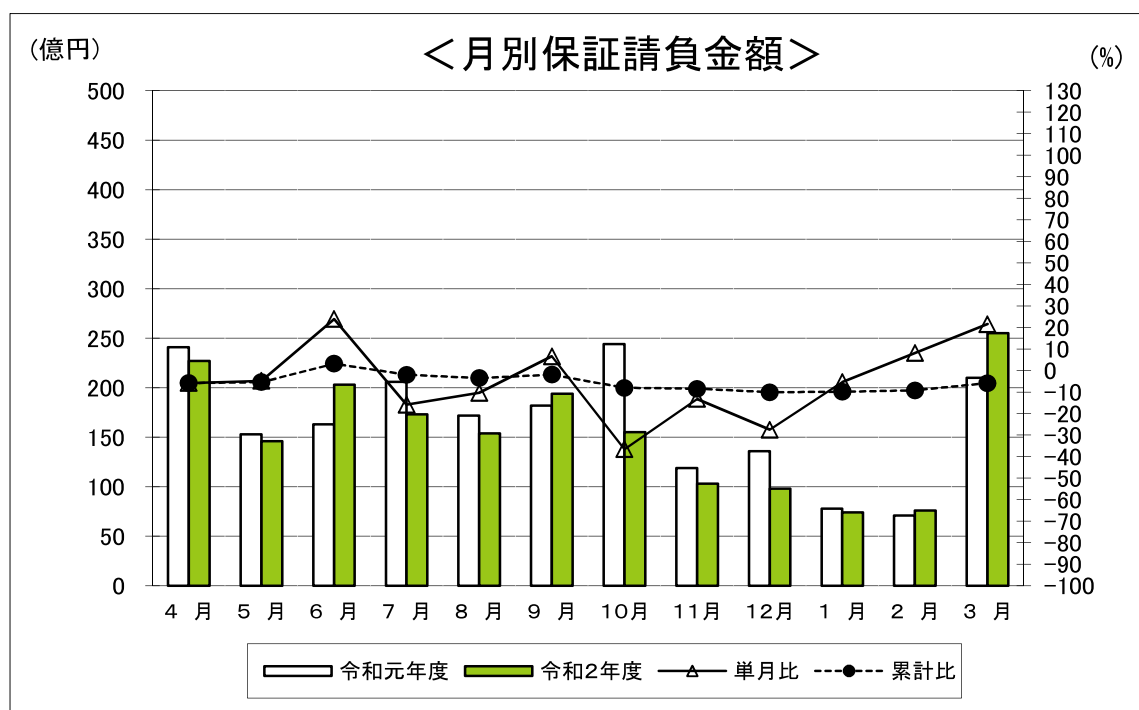
3月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で5.3%減の252件、請負金額は21.5%増の255億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「県」で14.4%減、「市町村」で60.8%減、「その他の公共的団体」で48.3%減となったものの「国」で186.4%増、「独立行政法人等」で882.3%増となった。

【2】累計（令和2年4月～令和3年3月）

3月末累計では、件数は前年同月比で15.5%減の3,990件、請負金額は5.9%減の1,865億円となった。

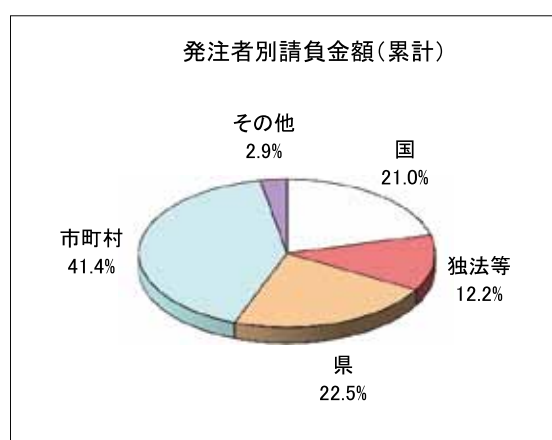
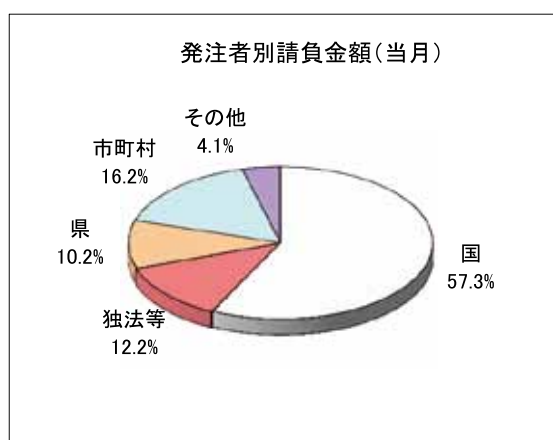
発注者別の請負金額でみると、「国」で17.2%増、「独立行政法人等」で38.9%増となったものの、「県」で31.9%減、「市町村」で3.2%減、「その他の公共的団体」で23.5%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	32	14,676	14.3	186.4	193	39,107	▲ 14.6	17.2
独法等	9	3,120	800.0	882.3	92	22,838	37.3	38.9
県	123	2,617	0.0	▲ 14.4	1,679	42,027	▲ 18.3	▲ 31.9
市町村	82	4,138	▲ 22.6	▲ 60.8	1,978	77,180	▲ 14.3	▲ 3.2
その他	6	1,038	▲ 25.0	▲ 48.3	48	5,352	▲ 25.0	▲ 23.5
合 計	252	25,591	▲ 5.3	21.5	3,990	186,506	▲ 15.5	▲ 5.9



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	7,409	▲ 31.7	28.9%	61,859	▲ 13.9	33.2%
東備地区	2,006	207.5	7.8%	12,664	43.3	6.8%
倉敷地区	7,584	45.6	29.6%	44,469	▲ 10.3	23.8%
井笠地区	5,723	502.3	22.4%	21,352	11.0	11.4%
高梁地区	435	23.2	1.7%	6,727	8.1	3.6%
新見地区	209	▲ 56.4	0.8%	6,509	▲ 32.3	3.5%
真庭地区	1,037	235.7	4.1%	15,090	72.4	8.1%
津山地区	961	3.6	3.8%	11,198	▲ 26.6	6.0%
勝英地区	223	▲ 83.2	0.9%	6,634	▲ 25.4	3.6%
合 計	25,591	21.5	100.0%	186,506	▲ 5.9	100.0%

講習会等のお知らせ

令和3年5月・6月

◎作業主任者技能講習

・足場の組立等作業主任者	5月26日～27日	(岡山建設会館)
・型枠支保工の組立等作業主任者	6月 2日～ 3日	(岡山建設会館)
・建築物の鉄骨の組立等作業主任者	6月15日～16日	(岡山建設会館)

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点对象教育】

・職長・安全衛生責任者教育	5月11日～12日	(岡山建設会館)
・職長・安全衛生責任者教育 (追加)	6月 9日～10日	(岡山建設会館)
・安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	5月28日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者能力向上教育	6月 8日	(岡山建設会館)
・現場管理者統括管理講習	6月18日	(岡山建設会館)
・安全衛生責任者教育	6月23日	(岡山建設会館)
・車両系建設機械(掘削用)運転従事者教育	6月29日	(岡山建設会館)

◎その他の教育

・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース	5月18日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース	6月 4日	(岡山建設会館)
・施工管理者等のための足場点検実務者研修	6月 8日	(岡山建設会館)
・職長・安全衛生責任者能力向上教育	6月25日	(岡山建設会館)

※建築物石綿含有建材調査者講習会(一般)

※別紙作成案参照

※くらしき山陽ハイツが令和3年1月より使用できなくなりました。倉敷市等西部地域の皆様にはご不便をおかけしますがご了承下さい。

新たな講習会のお知らせ！

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制について！

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等の暴露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されます。当支部は、新年度から「建築物石綿含有建材調査者講習会」を実施するため準備を進めており、近々詳細を支部ホームページに掲載する予定です。

※1.別紙講習案内作成中案参照

※2.石綿作業主任者技能講習修了者は受講対象者となり、かつ科目1が免除となります。

※3.改正内容は別紙「建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます」ご参照



建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ[文字検索] 建災防 岡山県支部

建築物石綿含有建材調査者講習案内 「一般調査者講習」

(作成案)

【対 象】

昨今、石綿等が使用されている建築物等の老朽化により、解体・改修工事等は今後増加し、2028年頃ピークになると予想されています。

こうした中、建築物に使用されている石綿含有建材の調査が不十分で、必要な措置を取らずに解体等が行われている事例が多数みられました。

そのため、石綿含有を調査する者の資格付与の制度について、平成30年10月にこれまでの制度を見直し厚生労働省、環境省、国土交通省が連携した「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」があらたに示され、今後の調査者ニーズ拡大に対応することとなりました。

また、令和2年7月1日に公布された改正石綿障害予防規則においては、事前調査を行う者の要件として、建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者が義務づけられました。

こうしたことから当協会では、「一般調査者講習」を実施することとなりました。

【受講資格】

受講記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

【カリキュラム・受講料】

受 講 科 目	受講時間	受 講 料 及 び テキスト代
・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	受 講 料 : テキスト代 : 4,630 円
・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間	
・科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間	一部免除者 受 講 料 : テキスト代 : 4,630 円
・科目4. 現場調査の実際と留意点	4 時間	
・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	被災防岡岡山県支部の会員企業に 所属する方はテキスト代を助成 します。
・修了考査	1.5 時間	
合 計	12.5 時間	

※ 受講記号(1)に該当の方(石綿作業主任者技能講習修了者)は、科目1. が免除となります。

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます

石綿障害予防規則等が改正され、建築物の解体時等の石綿暴露防止対策が強化されます。施行は原則令和3年4月1日です。

計画的な準備をお願いいたします。

1 改正の概要・スケジュール

石綿レベル	現行		改正後	
	定義	対策	定義	対策
レベル1 	石綿含有吹付け材	計画届※14日前 事前調査 作業計画 掲示 負圧隔離 集じん・排気装置の初回点検 作業開始前の負圧点検	改正なし	事前調査結果等の届出(一定規模以上※1が対象、電子届出システム) 計画届(レベル2も対象に追加)※14日前 ・事前調査 ※調査方法明確化 ・資格者による調査 ・調査結果の3年保存、現場への備付け 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
レベル2 	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	作業届※工事開始前 湿潤な状態 マスク等着用 作業主任者選任 等	改正なし	・作業計画 ・作業状況等の写真等による記録・3年保存 ・掲示 ・湿潤な状態 ・マスク等着用 ・作業主任者選任 ・特別教育 ・健康診断 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等
レベル3 	スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等、その他石綿含有建材	特別教育 健康診断	けい酸カルシウム板1種※2(破碎時) 仕上げ塗材(電動工具での除去時)	隔離※負圧は不要
			スレート、Pタイル等その他石綿	

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事等

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等)に使用)：レベル1・2ほど飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

凡例

対策

令和2年10月施行

対策

令和4年4月施行

対策

令和3年4月施行

対策

令和5年10月施行



岡山労働局・労働基準監督署

2 新たな規制の概要

1 解体・改修工事開始前の調査関係(令和3年4月施行)

- 設計図書等の確認及び目視による確認の必須化
- 吹付け材については石綿が含有されているとみなして分析調査を不要とする
- 調査結果は3年保存。作業場への記録の写しの備付け義務化

2 解体・改修工事開始前の調査を行う者関係(令和5年10月施行)

【調査を行う者の要件】

- 事前調査
 - ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)
 - ・上記の者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部)
- 分析調査
 - ①から③までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了審査に合格した者及びこれと同等以上の者
 - ① 分析の意義及び関係法令
 - ② 鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識
 - ③ 分析方法の原理と分析機器の取扱方法

計画的な受講を！

3 解体・改修工事開始前の届出関係

(計画届は令和3年4月、事前調査結果届出は令和4年4月施行)

- 計画届の対象を拡大(レベル1→**レベル1+2**)
- 一定規模以上の建築物等の解体・改修工事について、事前調査結果等の届出義務(**新設**)
(電子届出システムでの届出)

4 負圧隔離を要する作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 集じん・排気装置の**設置場所等変更時**の点検義務化
- **作業中断時**の負圧点検の義務化
- **隔離解除前**の石綿除去完了確認の義務化

5 隔離を要する(負圧は不要)作業に関する措置関係

- **けい酸カルシウム板1種**を切断等する場合の隔離の義務化(**令和2年10月施行**)
- **仕上げ塗材**を電動工具を使用して除去する場合の隔離の義務化

6 その他の作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- **石綿含有成形品**の切断等による除去の原則禁止
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、**除じん性能を有する電動工具**の使用等発散抑制措置の努力義務化

7 作業の記録関係(令和3年4月施行)

- 事前調査結果概要及び作業実施状況の記録の概要を40年の保存対象に追加
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、**除じん性能を有する電動工具**の使用等発散抑制措置の努力義務化

8 発注者による配慮(令和3年4月施行)

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務。



岡山労働局・労働基準監督署

電子申請方式の申込受付を3月から開始しました

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

建退共の掛金納付方式に、これまでの証紙貼付方式に加え、新たに電子申請方式が追加されました。電子申請方式は、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を事前に購入し、就労日数に応じて個々の被共済者の掛金として充当するものです。

建退共証紙の購入や保管、手帳への証紙貼付等の事務負担軽減にもつながりますので、電子申請方式利用のご検討をお願いします。

記

1 電子申請方式の申込方法

電子申請方式の利用をご希望の方は、電子申請方式申込書(様式第201号)を建退共岡山県支部にご提出(郵送または窓口持参)ください。

建退共からは、電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワード記載した「電子申請専用サイト開通通知書」を後日、郵送します。

2 電子申請方式の使い方

① 共済証紙に代わる「退職金ポイント」を「電子申請専用サイト」でページまたは口座振替により購入してください。

② 手帳への証紙貼付に代わる「掛金充当」は、就労実績報告書作成ツールで作成した「就労実績報告ファイル」を電子申請専用サイトに登録することで行います。

元請(掛金拠出者)が下請分の掛金を充当する場合は、下請が作成した「就労実績ファイル」を元請がまとめて電子申請サイトに登録してください。

③ 元請は、掛金が充当されると電子申請サイトから「掛金充当書」を下請分もまとめてダウンロードできますので、下請にお渡しください。

元請・下請の両者が電子申請サイトを利用できる場合、下請は自社の被共済者に係る「掛金充当書」を直接、電子申請専用サイトからダウンロードすることができます。

④ 電子申請方式の申込みをされた場合も、これまでの「証紙貼付方式」による掛金納付も利用することができます。掛金納付方式は、工事現場ごとに元請が選択します。

⑤ 電子申請方式の際の「掛金収納書」は、建退共から電子ファイルで発行され、電子申請専用サイトからダウンロードできます。

3 その他

電子申請方式申込書、電子申請専用サイト及び就労実績報告書作成ツールの操作説明書は、建退共岡山県支部のホームページから入手できます。

第130回 従業員の自転車通勤

●相談内容●

当社では、多くの従業員が自転車で通勤しています。従業員が自転車で通勤中に交通事故を起こした場合、会社も責任を負うことがあるのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

公共交通機関や自動車通勤していた人が、通勤ラッシュや渋滞がない、運動になる、環境にやさしいなどの理由で自転車通勤にするということもあるようです。また、いわゆるコロナ禍において、公共交通機関を避けたいという思いから自転車通勤にする人も少なくないと聞きます。

使用者責任

従業員が加害者となる交通事故であっても、事故が会社の事業の執行について発生したといえる場合、会社も損害賠償責任を負います（使用者責任、民法715条1項）。例えば、従業員が社用車に乗って業務中に交通事故を起こした場合であれば、事故が事業の執行について発生したといえ、使用者責任が成立することになるでしょう。

それでは、従業員の自転車通勤中の交通事故は、事業の執行について発生したといえるのでしょうか。通勤に限っていえば、従業員があくまでも個人的な便宜のために自転車を通勤に利用していたということであって、事業の執行について発生したとはいいいくいのではないかと思います。

ただし、自転車が業務にも利用されていて、会社もそれを容認していたというような場合は、事情が異なってきます。この場合、自転車が社用車に近くなってくるためです。したがって、会社としては、従業員の交通安全意識を高めるだけでなく、通勤用の自転車は業務に利用しないように徹底する必要があるといえます。

自転車事故の損害額

ところで、自動車事故と比較すると、自転車事故は損害額が小さいイメージがあるかもしれませんが、一般的に、自動車事故の方が衝撃も大きいでしょうから、発生する損害も重大になり、損害額も大きくなる傾向があるといえます。

しかし、損害額は発生した損害によって決まるのであって、自動車だから、自転車だからということによって決まるわけではありません。自転車事故であっても、後遺障害事案や死亡事案になれば、損害額が数千万円に上ることもあるのです。

最近、スポーティーな自転車がかなりのスピードで走行しているのを見て、ちょっと怖いと感じることもあります。接触や衝突の仕方によっては、十分に危険だと思います。

自転車保険

そうすると、自転車であっても自動車と同じような保険に加入しておく方がよいですし、加入しておくべきだということになります。

岡山市では、4月1日から、自転車利用者や事業者に対して自転車保険の加入を義務づける条例が施行されました。罰則はありませんが、この機会に、会社の自転車には自転車保険をかけ、自転車通勤の従業員には自転車保険の有無を確認しておくのがよいと思います。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度で奨学生一人につき最大 482 万 4 千円給付いたします！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 2 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 8,384 人、累計給付額は 16 億 2,542 万円余となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



・大学生のお子さんを持つお母さんからの手紙

いつもお世話になっております。

世界が新型ウィルスで大きな困難に直面しています。大学もずっと休校になりリモート授業ですが、改めて感謝の気持ちをもって最後の大学生活を歩んでいます。

・高校生のお子さんを持つお母さんからの手紙

いつもお世話になっております。

娘は高校3年生になりました。3年間続けてきた部活動も中止となり残念な引退となってしまいました。しかし、改めて感謝の気持ちをもって次のステップに歩み出そうとしています。

<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において 15 点の加点

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱期間

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

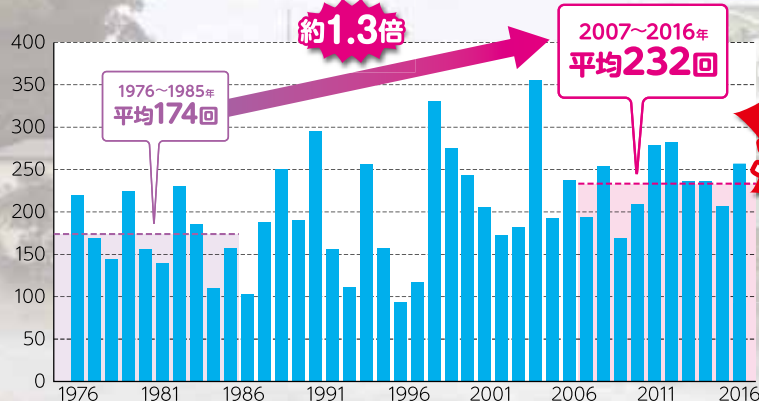
検索

(建設業総合補償制度のご案内)

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への備えは十分ですか？

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



時間雨量50mmを超える
短時間強雨の発生件数は
30年間で約1.3倍に(注)

(注) 出典:国土交通省資料
『浸水被害防止に向けた取組事例集』

本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊した

1321万3776円

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れた為の復旧費用(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

台風により工事用の歩行道路が破損した

484万2671円

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4131

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

ゴールデンウィークの交通事故防止について

実施期間 令和3年4月29日(木)～5月9日(日)

ゴールデンウィークには、車でのお出かけや旅行を計画されている方も多いのではないのでしょうか。交通事故が起こると、楽しい計画が悲しい思い出に変わってしまいます。次のことに注意して、安全運転を心がけましょう。また、お出かけの際は新型コロナウイルスの感染拡大防止にも配慮しましょう。

1 ゆとりのある計画とゆとりのある運転を

行楽シーズンは、道路が大変混雑します。行き先までの交通状況を事前に十分調べて、無理のない、ゆとりのある計画を立てましょう。時間のゆとりは心のゆとりに、心のゆとりは安全運転につながります。

2 車と自分の健康チェック

車の故障やドライバーの病気が原因で、大きな事故につながる場合があります。出かける前には、車を点検するとともに、睡眠を十分にとり、健康状態にも注意しておきましょう。

3 シートベルト・チャイルドシートは必ず着用！

車に乗ったらシートベルトを着用し、6歳未満の子どもには必ずチャイルドシートを使用しましょう。高速道路だけでなく、一般道でも、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。シートベルトやチャイルドシートは、万一の事故の際の命綱です。

4 ゆずる・とまる・まもる スピードは控えめに、合図の徹底、信号厳守！

スピードの出し過ぎや無理な追い越しは事故のもとです。ゆずり合いと思いやりの心を持ち、交通ルールとマナーを守って運転しましょう。

ウィンカーを出すタイミングは、進路変更は3秒前、交差点等右左折は30メートル手前です。合図を出して、自分の車の動きを周囲に知らせましょう。

また、信号は、赤も黄色も「止まれ」です。安全に止まれるのに、無理に交差点等に進入するのはとても危険です。交通渋滞の原因にもなります。信号の意味を正しく理解し、信号を守って通行しましょう。

5 同乗者も安全運転に協力を

同乗者も、ドライバーが運転に集中できるように心がけましょう。ドライバーにむやみに話しかけたり、無理、無謀な運転をあおったりする言動はやめましょう。子どもの行動が運転を妨げないよう気をつけましょう。

6 帰宅するまで気を緩めずに

夕暮れ時や夜間は、周囲の状況が見えにくい上、疲れか出てくる時間帯です。自宅に着くまで気を緩めず、運転に集中し、前をよく見て、周囲の安全をよく確認しながら運転しましょう。ライトは早めに点灯し、原則ハイビームで、状況に合わせてこまめに切り替えましょう。眠気や疲れを感じたら、すぐに休憩しましょう。

協会日誌

- 3. 3. 1 建設産業人材確保・育成推進協議会全国担当者会議
- 3. 3.17 日本下水道事業団との意見交換会
- 3. 3.17 建設キャリアアップシステム（CCUS）担当者との協議
- 3. 3.17 公共工事の円滑な施工確保に向けた意見交換会
- 3. 3.18 岡山県生コンクリート品質管理監査合格証授与式
- 3. 3.19 岡山県職業能力開発協会理事会
- 3. 3.24 表彰審査委員会
- 3. 3.24 正副会長会

建 災 防 日 誌

- 3. 3. 3 建設現場における溶接ヒューム等に関する新たな規則の説明会
- 3. 3.12 講師会議
- 3. 3.18 本部第147回理事会（リモート）
- 3. 3.25 本部建築物石綿含有建材調査者講習要点説明会（リモート）

とれたて おかやま いただきます！



**進めよう！
地産地消
おかやま**

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp